

欧州連合諸国の財政・金融危機

—病理と治療法—

小松 憲治

日本大学大学院総合社会情報研究科

Fiscal and Monetary Crisis in the European Union —Causes and Cures—

KOMATSU Kenji

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

This paper intends to analyze “Causes and Cures” of the Fiscal and Monetary Crisis in the European Union.

I would like to describe the phenomena of the Crisis on the following four sections:

Section one: Preface.

Section two: Historical analysis of the European Union.

Section three: Case studies about the PIIGS.

Section four: Decline or Rise in the Power of the European Union.

1. はじめに

かつて、二十世紀後半の一時期、アメリカ合衆国に比肩しうる「第二の巨人」とうたわれた「欧州連合 (EU : European Union)」が、二十一世紀初頭の現在、PIIGS とよばれる一部参加国の国家財政破綻という不始末がもたらした財政・金融危機に直面して、重大な歴史的転換点にさしかかっている。

PIIGS とは、ポルトガル、アイルランド、イタリア、ギリシャ、スペインという EU 参加 5 カ国の頭文字をとった略称である。これら諸国は、いずれも国家財政の累積赤字に悩み、財政破綻から脱出するための解決策を模索している国々である。この難問を克服できるか否かで、加盟国を 27 ヶ国に拡大した欧州連合自体が、繁栄を続けるか衰退の道をたどるかが決まる運命の分岐点に直面しているのだ。

本稿は、この「欧州連合諸国の財政・金融危機」の問題を、歴史的に展望するとともに、その発生原因を各国の事情を踏まえて構造的にとらえ、対処策を具体的に検討する。なお、政府部門の財政面における累積債務の過大化は、欧州連合諸国だけでなく、

日本や米国においても共通する課題でもあるので、可能な限り、普遍的な分析を行うことにする。

2. 拡大・深化した欧州連合の挫折

現在、加盟 27 ヶ国を数える欧州連合 (EU) は、当初からこのような大所帯の共同体であったわけではない。分析を始める前に、その歴史的発展過程を概観しておこう。

第二次世界大戦直後の荒廃の中で、1951 年の「パリ条約」にもとづいて、領土問題で争うことのない平和なヨーロッパの復興を目的とする「欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC)」が設立された。このときの加盟国は、フランス、西ドイツ、イタリアの 3 カ国にベネルクス三国 (オランダ、ベルギー、ルクセンブルク) を合わせた 6 カ国に過ぎなかった。1957 年には、同じ 6 カ国による単一市場の形成をめざす経済統合のための「ローマ条約」が締結された。1958 年 1 月、同条約の発効により誕生した「欧州経済共同体 (EEC ; European Economic Community)」は、「ヨーロッパ共同市場 (European Common Market)」とも呼

ばれる関税同盟であった。この際、同時に、原子力エネルギー部門の統合をめざす「欧州原子力共同体 (EURATOM: European Atomic Energy Community)」(ユーラトム)も設立された。

1965年には、これら三つの共同体の運営機関を統合する条約がブリュッセルで署名され、1967年7月1日、「欧州共同体 (EC: European Community)」が発足した。これが後に欧州連合の母体となるのである。

欧州共同体 (EC) は、幾度もの協議を重ねた結果、1973年1月、デンマーク、アイルランド、イギリスの3カ国を加盟国として新たに迎え入れた。これはヨーロッパ共同市場の拡大への第一歩となった。この「第一次拡大」に時間がかかったのは、当時、フランスのド・ゴール大統領の合意が得られなかったためと言われている。

「第二次拡大」として、1981年1月のギリシャの加盟があげられる。この加盟は、申請から6年目のことであった。なお、1985年には、デンマークから自治権を得たグリーンランドが、共同体からの離脱を住民投票で決定している。

「第三次拡大」は、1986年1月のスペインとポルトガルの加盟である。これら両国の共同体への加盟申請は、1977年に行われていた。この時点で欧州共同体への加盟国は12カ国となった。

1993年11月、「マーストリヒト条約」の発効により、「欧州連合 (EU)」が創設された。

「第四次拡大」は、1995年1月に行われ、オーストリア、スウェーデン、フィンランドが加盟してEU加盟国は15カ国となった。

二十一世紀に入り、2001年2月、「ニース条約」が署名され、2003年2月に発効した。この条約は2004年に中・東欧の10カ国が大挙して加盟するための道筋をつけるものであった。

2004年5月の「第五次拡大」によって、欧州連合は、中欧および東欧の新規加盟10カ国を加えて加盟国25カ国の大連合体となった。このとき参加したのは、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、キプロスの10カ国である。(注1)

最後の「第六次拡大」は、第五次拡大の際に乗り

遅れた2カ国、ルーマニアとブルガリアの加盟であり、2007年1月に実施された。この結果、現在の欧州連合加盟国は、合計27カ国となった。

以上の歴史的展望は、まさに「欧州統合の拡大」を跡付けたものであるが、欧州統合は単に地域的に拡大するだけでなく、政治・経済・社会・文化などさまざまな分野での制度的な深化も遂げた。その中でもとりわけ「欧州統合の深化」を代表するものは、経済統合の仕上げとして、1999年1月に実現した「統一通貨ユーロの導入」である。

デイビッド・マーシュは、著書『ユーロ』の中でヨーロッパの「拡大と深化」について述べているが、通貨統合に関する設計図に着手したのは、1969年12月にハーグで開催された欧州首脳会議であったという。そして、「ハーグ・サミットを受けて、欧州共同体 (EC) はルクセンブルクの首相兼財務相のピエール・ウェルナーに通貨統合を推進するための地図を描くべく専門家会議を招集するよう要請した」と証言している。(注2)

ウェルナー委員会の構想では、当初、1980年までに経済統合の完成形である通貨統合を達成することが予定されていたが、1970年代のブレトンウッズ体制の崩壊や二度にわたる石油危機の到来などその後の国際環境の変化によって、通貨統合の夢は先送りされることになった。

ここでは問題点の拡散を避けるために、「欧州統合の深化」の過程を、統一通貨ユーロの実現という通貨統合の問題に焦点をあわせて歴史的に展望する。

通貨統合に関わる制度上の変革のなかで、特に注目すべき事件を列挙すると以下ようになる。

1971年8月、ニクソン米国大統領が一方向的に宣言した米ドルの金兌換停止は、戦後のブレトンウッズ体制、すなわち国際通貨基金 (IMF) の下で営まれた固定為替相場制の崩壊をもたらし、各国は止むを得ず変動為替相場制へと移行することになった。

1971年12月、ワシントンで開催された先進主要国会議のスミソニアン合意による多角的通貨調整が成立し、国際通貨制度は再び固定相場制に復帰した。

1972年4月、欧州共同体 (EC) においては、通貨の「トンネルの中のスネーク」制度を開始し、加盟国通貨相互間の交換レートの変動幅を2.25%以内に

すると決めた。この制度は、「為替相場メカニズム (ERM)」とも呼ばれる。

1973年1月、先に述べたように第一次拡大により、イギリス、アイルランド、デンマークの3カ国が加盟し、ECの加盟国は正式に9カ国となった。そして、共通通商政策に関して、ECに単独の権限が認められるようになった。

1973年3月、世界的な国際通貨危機に際して、アイルランド、イタリア、イギリスが通貨のスネーク制度を離脱。EC蔵相会議は、危機打開のために「固定交換レートによる対ドル共同変動相場制」を決議し、直ちに移行した。

1977年7月、欧州共同体 (EC) に加盟する9カ国間の関税を撤廃。EC域内貿易の自由化を完成。

1978年7月、ブレーメンで開催されたEC理事会は、「欧州通貨制度 (EMS)」と「欧州通貨単位 (ECU)」を設置する計画を承認。1979年3月、EMSが発足した。

1986年2月、「単一欧州議定書」が加盟12カ国政府により調印され、1987年7月、発効した。

1989年6月、マドリッド欧州理事会において、ジャック・ドロール委員長の下、各国中央銀行総裁がまとめた三段階を踏んで「経済通貨同盟 (EMU)」を創設するというドロール・プランに沿って政府間会議を開くことで合意。

1989年11月、東西冷戦構造の象徴的存在であった「ベルリンの壁」が崩壊した。

1990年6月、ダブリン欧州理事会、EMUに関する政府間会議および政治同盟に関する政府間会議の開催で合意。

1990年7月、「EMU第一段階」が始まる。

1990年10月、ドイツ連邦共和国とドイツ民主主義人民共和国の間の「ドイツ統一」に関する条約発効。旧東ドイツ5州が新たにECに加入した。

1991年12月、マーストリヒト欧州理事会、欧州連合条約草案に合意。

1992年2月、「欧州連合条約 (マーストリヒト条約)」調印。1993年1月、単一市場が始動。

1993年8月、欧州通貨制度 (EMS) 内の大変動を受けて、経済相・蔵相理事会は為替相場メカニズム (ERM) の変動幅を一時的に2.25%から15%に広げ

た。いわゆる「ワイドーバンド」化である。

1993年11月、欧州連合条約 (マーストリヒト条約) の発効により、「欧州連合 (EU)」が誕生した。

1994年1月、「EMU第二段階」が始まる。

1995年12月、マドリード欧州理事会、単一通貨の名称を「ユーロ (EURO)」に決定。EMUの日程に変更は無く、2002年からユーロがEMUにおける唯一の法定通貨となることを確認した。

1997年6月、政府間会議、アムステルダムでの首脳会議で「新欧州連合条約 (アムステルダム条約)」に合意。1997年10月、アムステルダム条約調印。

1998年5月、EU理事会、元首・首脳レベルでの会合で、1999年1月に始まる「EMU第三段階」に11カ国が参加することを決定。「欧州中央銀行 (ECB)」初代総裁にダウゼンベルク欧州通貨機構総裁が指名された。

1998年6月、「欧州中央銀行 (ECB)」は、フランクフルトで業務を開始した。

1999年1月、「EMU第三段階」開始、ユーロが参加EU加盟国の正式通貨となった。この時点でのユーロ導入は、まず決済通貨として開始され、現金通貨の流通はまだ始まっていない。「ユーロ圏」参加国は、次の11カ国であった。オーストリア、ベルギー、ドイツ、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン。

2002年1月、ユーロ紙幣および硬貨の流通が開始された。2002年6月、旧各国通貨とユーロの併用期間が終了し、ユーロが参加EU加盟国唯一の法定通貨となった。

2001年1月、ギリシャが12番目のユーロ導入参加国となった。この国の場合、まず2001年に決済通貨として導入し、現金の流通は2002年からである。

2004年5月、「第五次拡大」によって中・東欧の10カ国がEUに加盟したが、その中から、スロベニア (2007年)、キプロス (2008年)、マルタ (2008年)、スロバキア (2009年)、エストニア (2011年) の5カ国がユーロ導入に参加している。その結果、現在の「ユーロ圏」参加国は、17カ国である。

なお、2004年6月、「欧州統合の政治面での深化」の象徴的事件として、「欧州連合憲法」が制定された

ことも忘れてはならない。

以上のような「欧州統合の拡大・深化」は、人類史上特記すべき稀有の出来事であるが、全てが順調に進んだわけではない。その発展過程で、予期しなかったさまざまな不都合が発生している。特に「拡大と深化」が完成段階に入ってから表面化した不都合は、場合によっては、その異質な国々を単一の共同体に統合しようとする試みが、無理なのではないかという挫折感を味合わせることもあった。その事例のいくつかを一般化して挙げてみよう。

(1) 発展段階が同質的な先進諸国のあいだで市場統合による規模の拡大が進展するときには、「規模の経済」が有効に働き、資源配分の効率化による経済成長の促進がもたらされるに違いない。しかし、「拡大 EU」に見られるように、先進的な西欧諸国と開発が遅れている中欧・東欧諸国が統合された同一市場で経済的競争を行う場合、必然的に、既存の生産設備や生産技術水準の相違から由来する労働賃金や所得水準の格差が平準化され、「後発地域の向上」に「先発地域の犠牲」が必要とされる事態が発生する。具体的にいえば、先進地域から後発地域へのアウトソーシングの増加による前者の失業率の上昇や成長率の鈍化は避けがたい。

(2) どのような社会にあっても、個々の人々がおかれている社会環境や家庭環境、それまでに受けた教育や職業訓練、その他の条件の違いによって、個人的な能力に格差があることは否定できない。その人間能力の違いが、個人相互間に賃金格差や所得格差・資産格差を生むのは避けがたい事実だ。しかもそれが市場統一をめざす経済統合によって助長されたとすれば、市場での競争に敗れ、失業状態に陥っている若者や生活困窮者は、「グローバリゼーション反対」「市場競争原理反対」「欧州統合反対」などのスローガンを掲げてデモを行い、社会不安を掻き立てる暴動を起こす可能性もある。現にそのような社会現象が各地で頻発している。

(3) 最近、特に注目されるのは、PIIGS と呼ばれるポルトガル、アイルランド、イタリア、ギリシャ、スペインなどの南欧諸国の国家財政が破綻に瀕しているために、「欧州連合諸国の財政・金融危機」が叫ばれている事実である。その救済のために、経

済的パフォーマンスの良いドイツ、フランス、オランダ、ルクセンブルク、オーストリア、フィンランドなどの諸国が手を差し伸べようとしている。しかし、イソップ童話の「蟻とキリギリス」のように、働き者にとっては怠け者への援助を直ちに行いがたい心理的側面もあるようだ。

結論を急ぐ前に、なぜこのような危機が発生したのか、具体的な各国の事例にもとづいて、原因を追究することにしよう。

3. 欧州発財政破綻と金融危機の連鎖

今回の欧州発財政・金融危機は、ヨーロッパ文明の源といわれるギリシャで始まった。しかし、ギリシャの財政危機は慢性的なものなので、混同を避けるためにあえて付言すると、今回の危機騒動はギリシャにとって二度目の事件であることを忘れてはならない。

ギリシャにおけるユーロ導入は、先に述べたように、2001年1月のことである。その際に、ギリシャは、「ユーロ参加の収斂基準」について虚偽申請を行って参加許可を得ていたことが、2004年11月にいたって判明し、国際問題化した事件があった。

その前科にも懲りず、今回は、2009年10月の総選挙による政権交代によって、国家財政状況に関する前政権の不正申告が明らかにされ、ギリシャ発の財政・金融危機が欧州連合諸国において連鎖反応を惹き起こし、さらに世界経済に影響を及ぼしている。

このような事件の真相に迫るためには、「収斂基準とは何を意味するのか」について、正しい知識を持つ必要がある。その予備知識を提供した上で、あらためて分析を進めることにしたい。

3.1 収斂基準について

「収斂基準 (Convergence Criteria)」とは、端的に言えば、ある国が経済通貨同盟 (EMU) に参加できるか否かを判定する基準である。具体的には、当該国の物価・財政・為替相場・長期金利などの経済的パフォーマンスがどのような状態にあるかを調査して、欧州理事会が EMU 参加の可否を判断する材料を提供する。

「収斂基準」について、1997年10月に改正され

た『欧州共同体設立条約』（アムステルダム条約）第121条（旧109条j）第1項には次のような規定がある。（注3）

「欧州委員会と欧州通貨機構は、加盟国が経済通貨同盟の達成に関連して負うべき義務をどの程度果たしているかについて、欧州理事会に報告する。」

「報告は、以下に掲げる基準を各加盟国が満たしているかどうかを参照することによって、高度の持続的収斂(high degree of sustainable convergence)の達成について審査する。

一高度な物価安定の達成。これは物価安定の点で最も良い成績の加盟国3カ国のインフレ率に近いインフレ率で示される。

一政府の財政状況の持続可能性。これは過度の財政赤字のない政府財政状況の達成により示される。

一少なくとも過去2年間、他の加盟国通貨に対して為替平価切り下げを行わず、欧州通貨制度(EMS)の為替相場メカニズム(ERM)によって定められた通常の変動幅を遵守すること。

一長期金利水準に反映される、加盟国によって達成された収斂の永続性および欧州通貨制度の為替相場メカニズムへの参加の永続性。」

同じく第121条（旧109条j）第4項では次のように言う。

「欧州理事会、すなわち国家元首あるいは政府首脳で構成される会議では、規定の手続きを繰り返した上で、報告および欧州議会の意見を考慮して、特定多数決により、かつ閣僚理事会の勧告にもとづいて、どの加盟国が単一通貨の導入に必要な条件を満たしているかを確認する。」

ところで、この『欧州共同体設立条約』の原型は、1957年3月に調印され、翌1958年1月に発効した『欧州経済共同体設立条約』（ローマ条約）である。そのEEC設立条約は、1992年2月、欧州連合条約（マーストリヒト条約）によって改正され、さらに1997年10月のアムステルダム条約によって再改正されて、現存のEC設立条約となった経緯がある。したがって上記の条約文は、二度の改正によって手直しされたものである。なお、条約番号の括弧内に示された旧番号はマーストリヒト条約の該当条文番号である。（注4）

「収斂基準」について、1992年2月に改正されたマーストリヒト条約の第109条jおよび付属文書では、「経済収斂基準」という表現が用いられ、経済通貨同盟(EMU)第三段階参加のために必要な「経済収斂達成基準」として次の五つの条件が設定された。（注5）

- (1) 物価の安定について、使用される指標は、消費者物価指数。評価基準は、判定に先立つ12ヶ月の平均上昇率が、物価上昇率の最も低い3カ国の平均値プラス1.5%以内に収まっていること。
- (2) 長期金利の安定について、指標は長期国債金利。判定に先立つ12ヶ月の平均上昇率が、物価上昇率の最も低い3カ国の平均金利プラス2%以内に収まっていること。
- (3) 為替相場の安定について、少なくとも、判定に先立つ2年間、厳しい緊張状態に無く、ERM（為替相場メカニズム）の通常の変動幅に収まっていること。
- (4) 政府財政の節度維持① 政府（中央政府、地方政府、社会保障基金）の財政赤字が名目GDPの3%以内に収まっていること。
- (5) 政府財政の節度維持② 政府債務残高が名目GDPの60%以内に収まっていること。

要するに、経済通貨同盟(EMU)の第三段階に参加するためには、当該国がこの厳しい「収斂基準」を満たしていると欧州理事会が確認することが必要条件であり、全てのEMU加盟国に対して収斂基準達成への努力が要請されたのである。

3.2 虚偽申請でユーロに加盟したギリシャの没落

論点を元に戻して、今回の欧州連合諸国の財政・金融危機の震源地になったといわれるギリシャが欧州連合(EU)の前身、欧州共同体(EC)に10番目の加盟国として参加したのは、1981年のことである。その後、1986年にスペインとポルトガルが参加して、加盟国は12カ国となった。そして、1992年2月に調印されたマーストリヒト条約によって、ECはEUへと変身する。

その間、通貨統合への歩みは、三段階を踏んで経済通貨同盟(EMU)を創設するという1989年のドロ

ール・プランに従って、着々と進行していた。

1990年7月、EMU 第一段階が始まり、域内の資本移動の自由化を実現するために各加盟国が協調することになった。

1994年1月、EMU 第二段階に入り、単一金融政策を遂行する中央銀行の設置準備と共通通貨の導入を可能にするために加盟国間の経済を収斂させることが要請された。その結果、1998年6月には、欧州中央銀行（ECB）がフランクフルトで業務を開始した。

1999年1月以降のEMU 第三段階では、為替相場を固定し、単一通貨ユーロを加盟国圏内で共通通貨として用いることになった。ただし当初は、資本取引の決済に利用し、2002年1月から、ユーロ紙幣および硬貨の流通が開始された。

この過程で、ギリシャは、ユーロ加盟申請を当初から行っていたが、1998年5月開催のEU 理事会は、EMU 第三段階に参加可能な国は11カ国と決定し、ギリシャは失格とした。このとき、ユーロ加盟に合格した11カ国は、ドイツ、ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、アイルランド、スペイン、ポルトガル、オーストリア、フィンランドの国々である。

ユーロ導入の1999年当時、EU 加盟国は15カ国あったが、このうち、デンマーク・クローネとイギリス・ポンドは、すでに通貨統合については不参加を表明していたので除かれ、また、スウェーデンは中央銀行の関連法がEUの基本条約と整合的でないことや自国通貨クローナの為替相場が不安定であったことから除外された。ギリシャは、「収斂基準を全て満たしていない」と判定されて不合格となったのである。

ところが、2000年6月に行われたEU 理事会では、一転して「ギリシャは収斂条件を満たした」という判断が下され、2001年1月からギリシャはEMU 第三段階に入ることを許可された。その結果、ユーロ参加国は12カ国に増加したのである。

この時点で、EU 理事会の判定がなぜ覆ったのかは不明であるが、推察するに、次のような要因が考えられる。

第一に、EU 理事会は、EUの一般的な方向性や優先課題を決定する組織であり、構成メンバーは、各国

の元首や首相、欧州委員会の委員長である。これら各国首脳にとって、ヨーロッパ文明の発祥の国ギリシャをユーロ圏から外すことは、いろいろな観点から見て抵抗感があったのではなかろうか。

第二に、2004年のオリンピックは、ギリシャの首都アテネで開催されることが予定されていた。そのヨーロッパ挙げてのお祭り行事に世界中から参加する人々が欧州連合の統一通貨「ユーロ」を利用ことは、経済的・政治的・社会的に大変意義のあることと期待されたためではなかったか。それを裏付けるかのように、ユーロ紙幣には通貨単位をしめすラテン文字の「EURO」と並んでギリシャ文字のユーロが表記されているのだ。

第三に、ユーロへの参加資格となる収斂基準自体が、すでに当初から厳しすぎるという意識があったのではなかろうか。その後の収斂基準の適用事例をみると、時間を経るにしたがって判定が甘くなってゆくように思われる。特に、中欧や東欧の諸国を併合した拡大EUの誕生前後には、その傾向が強く現れている。この時期には、拡大EUの推進役であるドイツやフランスさえも、財政赤字が名目GDPの3%以内に収まっていることという収斂基準を守ることが困難になっていた事実がある。

第四に、最も真実味のある論拠は、ユーロ参加を強く望んでいたギリシャ当局が、収斂基準をクリアするために、自国の経済的パフォーマンスを表す統計資料を意図的に操作して、虚偽の申告を行っていたという情報である。（注6）

白井さゆり著『欧州激震』には、次のような記述がある。（同書、84～86頁）

「実際に、ギリシャではユーロ採用前の審査対象時期にあたる2000年当初の段階でも公的債務残高のGDP比（公的債務比率）は104%に達しており、1990年の79.7%から大きく上昇していた。公的債務比率は1996年に110%のピークに到達し、それから6.9%ポイント減少して104%となっていた。この程度では到底満足のいく速度での減少ではないため、懸念が残されたものの、基準に違反しないと判断された。このような甘さがギリシャ政府の財政規律に対する意識を緩めた面があることは否定できない。事実、ユーロを採用してから今日まで、ギリシャの公的債

務比率は100%前後で推移し60%まで下がる気配は一度もなかった。

(財政赤字の対GDP比率)基準値3%については、ギリシャは1990年には財政赤字が16%もあったのを、99年には1.6%まで縮小させ、財政建て直しに成功している。」

しかし、「案の定、ユーロを採用するや否や2001年の財政赤字のGDP比は4.5%へと上昇し、今日まで3%基準を上回っている。つまりギリシャは、財政規律については協定違反を繰り返す常習犯だったのだ。」

アテネ・オリンピックの祭りの後、2004年11月に至って、ギリシャ政府による財政統計データの粉飾や、ユーロ加盟当時の虚偽申請などの内部事情が暴露されて、欧州連合諸国に動揺をもたらしたが、ギリシャ経済の一時的落ち込みはオリンピック景気の去ったあとの調整期と見ることもできる。

これに対し、2009年10月に行われたギリシャの総選挙のあと、政権交代した中道左派のパパンドレウ新政権による前政権の粉飾決算や不正行為の暴露は、ギリシャ経済だけでなくヨーロッパ経済、さらに世界経済に深刻な打撃を与えた。新政権は、前政権がEUに提出していた財政報告を大幅に修正して再提出したのだ。それによると、2009年の財政赤字見通しの対GDP比率は、3.7%から12%台へと3倍もの修正がなされた。その理由は、国営企業などの歳出項目の多くが財政統計に計上されていなかったというのである。(注7)

その後も、2009年の財政統計については修正が行われ、財政赤字比率が2010年4月には13.6%、11月には15.4%へと大幅な修正がなされた。

ギリシャ新政権の財政統計修正を受けて、三大格付け会社、フィッチ・レーティングス、スタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズ・インベスターズ・サービスは、2009年末までに相次いでギリシャ国債の格付けを引き下げている。この動きを引き金にして、世界中でギリシャ国債売りが始まり、国債価格の下落が国債利回り(長期金利)の上昇をもたらした。長期金利はこの事件以前には4%台であったが、8%台へと急上昇し、政府は国債発行をあきらめざるを得ない状況に陥った。

ギリシャへの支援に各国が重い腰を上げたのは、この国にドイツやフランスなどの金融機関が多額の投融資をしているため、ギリシャの金融市場や証券市場が資金難に陥ることは欧州諸国の経済活動に多大な影響を与えるからだ。

ギリシャへの支援は、結局、ユーロ圏と国際通貨基金(IMF)が共同で行うことになった。この合意を受けて、ギリシャは正式に国際金融支援を要請し、2010年5月2日、向う3年間に合計1100億ユーロ(約13兆円)の金融支援を受ける約束が成立した。内訳はEUが800億ユーロ、IMFが300億ユーロの負担である。ギリシャは、この援助と引き換えに、財政緊縮策、年金改革、民営化などの経済プログラムの実施を約束した。2014年までに財政赤字の対GDP比率を3%以内に引き下げることを義務付けられている。

ギリシャで「なぜ放漫な財政運営が続いたのか」について、白井さゆり慶応義塾大学教授は、「歳出総額が大きく伸びているのに、歳入総額が伸び悩むという構造的な欠陥があった」と端的に言う。そして、その理由を三点挙げて具体的に説明する。(注8)

(1) 身の丈に合わない年金制度

歳出の中で、社会保障給付費と人件費が突出しており、それぞれ利払いを差し引いた歳出総額の44%と28%を占め、この二項目だけで全体の7割を超える。そして、年金代替率(現役時代の平均年収に対する年金給付水準)は90%を越えている。しかも、法定退職年齢は65歳だが、15年間年金保険料を納めれば55歳前後で年金が受給できるのだ。

(2) 拡大を続けた大きな政府

1974年に君主制を廃止して共和制を採用して以来、現政権の社会主義運動党と前政権の新民主主義党が政権を交代するたびに、政権獲得に役立った選挙の功労者などを10万人単位で公務員に採用してきた結果、公共部門の雇用は約500万人の労働人口の四分の一に相当し、公共部門がGDPの40%を占拠しているという。

(3) 脱税文化を持つギリシャ

歳入が伸びない原因は、この国では脱税や税務署職員の汚職が蔓延し、徴税能力が低下しているためであり、さらに、所得の過少申告や領収書の不発行

は日常茶飯事だというのである。

3.3 米英流金融資本主義が破綻したアイルランド

アイルランドは、今回の欧州発財政・金融危機の第二の震源地である。この国の歴史を辿ると、1801年にイギリスに併合され、その後、内戦を繰り返して1921年に自治領、アイルランド自治国となった。さらに1937年には、独立してEireと改称したが、第二次世界大戦後の1949年、英連邦から脱退して現在の「アイルランド共和国」となった。

ところで、このアイルランドがユーロ圏の中で唯一の英語を公用語とする国家であることは、意外に知られていない。それは、イギリスが欧州連合(EU)加盟国でありながら、統一通貨ユーロを用いるユーロ圏に参加せず、ポンドを国民通貨としていることとも関連する。

そして、この歴史的背景が、アイルランドの政治や経済や社会を制度的かつ文化的に英米と類似性の強いものにし、英語圏の個人や法人がアイルランドで活動することを助長している。特に、1980年代以降、英米両国で勢力を拡大した新自由主義的思想はこの国でももてはやされ、その機会に乗じて勢力を伸ばした米英流の国際的金融資本が、この国に不動産ブームをもたらした。

1990年代後半から2000年代前半にかけて、アイルランドは「ケルトの虎」と称えられるほどの急速な経済発展を遂げた。

何がそれを可能にしたかについて、理由はいろいろ考えられるが、先に述べた世界的に通用する英語圏の一員であることのほか、労働市場の開放性や雇用形態の柔軟性も揚げられる。特に重要な要因は、法人税の相対的な低さである。経済小国のアイルランドは、国策として外資導入による経済成長を推進するため、国際企業にとって最大の誘因となる法人税の引き下げを断行した。

アイルランドの法人税率は、1998年には32%であったが5年をかけて段階的に引き下げられ、2003年には12.5%へと劇的な変化を遂げたのである。

新聞特派員としてヨーロッパ各国を取材した有田哲文氏は、その間の事情を『ユーロ連鎖危機』の中で次のように語っている。(注9)

「こうした武器も、アイルランドがEUの一角、とりわけユーロ加盟国であるという事実が無ければ生きなかつただろう。英国がユーロに入ることをやめたため、誰でも英語を話すユーロ加盟国はアイルランドだけになった。米国企業が競って、ユーロ圏でビジネスを展開するための欧州本社や研究機関を置くことになった。」

「1990年に米国の半導体メーカー、インテルが進出したのが嚆矢となった。コンピューターメーカーのIBMや、ウィンドウズで知られるマイクロソフトなどのIT企業のほか、製薬企業もやってきた。武田薬品工業など日本の企業も進出した。」

「ユーロ圏の片隅にある小国なのに、世界的な多国籍企業の出先が林立する。アイルランドはきわめて特異な位置を占めることになった。」

この結果、アイルランドの一人当たり所得はEUの平均を上回ることになったのである。その稼ぎ頭は、銀行や証券などの金融業であり、バブルに沸いた建設業や不動産業であった。しかし、「好事魔多し」の諺どおり、バブルの崩壊はまもなく始まった。

米国および英国に発達したアングロサクソン流の現代金融資本主義が惹き起こした急激な経済発展の結末は、2007年春から2008年秋にかけて発生した米国の国際金融危機、すなわちリーマン・ショックによる金融システムの破綻とともにやってきた。

アイルランドの金融業は、商業銀行が中心である。その上位5行が保有する資産合計の大きさは、2007年にはGDP比で404%という巨額に達していた。これはイギリスの313%、フランスの293%、スペインの184%、ドイツの165%をはるかに上回る数字である。

そしてアイルランドの銀行は、自国内だけでなく、イギリスとの関係が深かった。資金面でも、営業面でも、ロンドンの金融街シティの影響下にあった。そのためか、銀行経営の方法も安定性や健全性を重んじる伝統的な手法よりも、現代アングロサクソン流の利益追求を最優先にする「強欲な(greedy)金融資本主義」の手法がまかり通っていた。その結果、米国発の国際金融危機がヨーロッパに飛び火すると、アイルランドもその火の粉を浴びることになった。

最初の兆候は、米国のサブプライム・ローン問題

が表面化した 2007 年に、イギリスでノーザン・ロック銀行の取り付け騒ぎが起きたときに始まる。当初は対岸の火事視していたアイルランドでも、不動産が突然売れなくなり、銀行は融資を断るようになった。資金難に直面した企業の中には、破産を余儀なくされ会社更生法の申請に駆け込むものもでてきた。そして契約が履行されない不動産は、その後、国の不動産買い取り機構である国家資産管理庁 (NAMA) に大量に買収されることになったのである。

アイルランドにおいて、ギリシャに次ぐ欧州連合第二の財政危機が表面化したのは、2010 年 11 月下旬のことだ。政府は財政の自主再建を主張し、国際支援の必要性はないと頑張っていたが、マーケットがアイルランドの財政に不安を抱き、アイルランド国債が売られたために国債価格の下落による長期金利の上昇が顕著になった。

ギリシャの場合は、対応が遅れて市場が不安定になったが、アイルランドの場合は、EU の反応は機敏であった。その理由は、ギリシャへの支援を発表した 2010 年 5 月、EU は IMF と共同で国際支援制度を創設していたため、アイルランドにはすでにセフティネットが用意されていたからである。また、ギリシャの時には「ユーロ圏の問題だ」として支援を拒んだイギリスが、積極的に二国間融資を申し出て、これにスウェーデンとデンマークが参加したことも注目される。(注 10)

3.4 バブルの崩壊によって転落したスペイン

スペインは、1986 年の第三次拡大の際、ポルトガルとともに EC に参加し、1999 年 1 月の EMU 加盟もポルトガルを含む 11 カ国の仲間とともに実現してきた。その意味では、イベリア半島の先端に位置し PIIGS に入るこの 2 カ国は、遠い日本から見ていると、同類のように思い込みがちだ。しかし、後述するように、スペインとポルトガルは全く異質の個性を持つ存在なのだ。

スペインは、経済的には、むしろアイルランドと似ているかもしれない。この両国が、2000 年代の前半に、外資系銀行の資本導入を積極的に推進し、建設業や不動産業の急激な成長を梃子 (てこ) にして経済発展に成功した事実を指摘する論者もいる。

現在、日本銀行政策委員会の審議委員をつとめる白井さゆり氏によると、この両国における実質金利の低さが資金需要を生み、金融業による建設業や不動産業への活発な投資がバブルを生んだのだという。(注 11)

そのメカニズムは、ユーロ圏では欧州中央銀行 (ECB) が統一的に政策金利を決めているため、名目金利からインフレ率を差し引いた実質金利はインフレ率の高い国ほど低くなる。スペインやアイルランドはインフレ率が高かったため、2000 年代に入ると実質値で計った短期金利はマイナスで推移していた。ちなみに ECB の政策金利は、1999 年の 2% から 2001 年 5 月に 3.5% まで上昇したあと低下に転じ、2003 年 6 月には 1% まで下げている。1% 金利は 2005 年 11 月まで続けられ、12 月からは上昇に転じ、2007 年 7 月には 3.25% に達している。この間、両国ではインフレ率が政策金利を上回ることが多く、マイナスの実質金利がつづいたのである。

「住宅建設ブームで域内先進国より高い経済成長を実現していた両国には外資が流入し、それがインフレ圧力をいっそう高めた。信用ブームも続いた。好景気に沸き資金需要が旺盛なため、長期金利は高目となる。域内では為替変動リスクがないため、高い利回りを求めて両国に資金が集中したのである。

資金流入で景気が良好なかで、両国政府は必要な賃金抑制や構造改革などの政策の実施を先送りした。」

その「結果として両国ともインフレが続いて価格競争力を失ったため、経常収支が悪化していった」というのだ。(注 12)

以上に述べた点は、ユーロ圏に参加している国が平均的なインフレ率よりも高いインフレに陥った場合、ユーロ圏全体に適用される ECB の統一的金利政策がインフレ政策としては必ずしも十分に機能を果たせず、名目金利 (政策金利) からインフレ率を差し引いた実質金利の低下 (ないしマイナス化) による「フィッシャー効果」が作用して、逆にインフレを亢進させる場合もあることを指摘している。

しかし、こうした矛盾する現象が常に起きるわけではなく、ユーロ圏の参加国は、一般的には共同体の一員であることによって共通の便益を受けるとと

もに、さまざまな経済的脅威から保護されていることを忘れてはならない。

スペインが米国発の国際金融危機に際して、アイルランドほどのダメージを受けなかったのは、米英系の銀行と異なり、景気拡大局面でも健全性や安定性を維持するための金融規制を行っていたからである。例えば景気変動に合わせて貸倒引当金を調整する制度や景気拡大期に起きがちな関連会社の増加についても厳格な連結ルールのもとで管理する制度を導入していたのである。

それでもなおスペインの金融業がリーマン・ショック後に国際金融危機の打撃を受けたのは、資金調達の多くを銀行間取引のホールセール・マーケットに依存し、債務の償還期限が短いものが多かったためである。

したがって、政府の支援対策は、市場での資金調達難に対応するための金融支援や預金保護の強化に集中している。

スペインの銀行部門の問題は、大手商業銀行よりも小規模の貯蓄銀行に依存している点である。貯蓄銀行は地域的に集中しており、主に地域発展のプロジェクトや建設関連の融資を行ってきた。

「貯蓄銀行は20～30年の変動金利の住宅ローンを提供し、預金のほかカバード・ボンド（満期は19年以下が多い）を発行して資金調達をしていた。住宅ローンの満期の多くが2025年まで残っているが、カバード・ボンドの満期のほうは2012～17年に集中している。この時期が来ると借り換えが必要だが、ホールセール・マーケットが回復しないと資金調達難になる恐れがある。住宅バブル崩壊によって不良債権比率は商業銀行よりも高い。貯蓄銀行の財務内容が悪化していることから、政府は「救済基金」を使って、小規模な貯蓄銀行を中心に再編または増資をする可能性が高い。」（注13）

4. 衰退か再生かの岐路に立つ欧州連合諸国

欧州連合(EU)は、現在、27カ国の構成メンバーを持つ大所帯の共同体なので、財政危機に直面しているPIIGS（ポルトガル、アイルランド、イタリア、ギリシャ、スペイン）5カ国のほかにも、問題を抱えている国は沢山ある。しかし、これらの5カ国は、

共通通貨ユーロを法定通貨として用いる協定に同意してユーロ圏に加盟している17カ国のうちで、特に、加盟時に同意した約束を守っていない国として重要なのだ。

これらの国が、ユーロ圏参加の条件である収斂基準を守っていなかったため、2010年にギリシャで口火を切って発生した財政・金融危機が、その後、アイルランド、ポルトガル、スペインへと飛び火して連鎖反応を起こし、さらにイタリアに燃え広がろうとしている。その類焼を防ぐために、EUはもとよりIMFが躍起になって防火に努めている現状である。

そうした防火対策、すなわち「危機管理のための対策」について、最後にまとめて検討しよう。

欧州連合(EU)が最初にとった危機管理対策は、2010年5月9日に発表した「国際支援制度」である。これはユーロ圏諸国を対象に危機防止のために活用され、支援総額は最大7500億ユーロ（約86兆円）で、内訳はIMFが2500億ユーロ、EUが5000億ユーロであった。（注14）

「EUの5000億ユーロの支援は、次の二つに分かれている。

一つは「欧州金融安定メカニズム(EFSM)」である。EU執行機関である「欧州委員会」が（各加盟国が拠出する）EU共通予算を担保にして、市場で債券発行するか、あるいは銀行から借り入れて資金を調達する。欧州委員会はその資金を使って問題国に融資を行うことになる。最大600億ユーロの融資枠である。

もうひとつが、「欧州金融安定基金(EFSF)」である。基本的には、ユーロ圏だけで行う支援制度である。この目的で、2010年6月にルクセンブルクに特別目的事業体であるEFSFを設立している。」

この支援制度の最初の適用を受けた国がアイルランドであることは、前節ですでに述べた。ギリシャの最初の財政危機の際には、この制度がまだ無かったので、適用されなかったが、再発時には、当然、適用されることになる。

2011年10月27日未明、EU首脳会議は前日からの約10時間におよぶマラソン交渉のすえ欧州債務危機の「包括戦略」を取りまとめた。合意事項は次の三点である。（注15）

(1) ギリシャ向け第二次金融支援の民間負担増

ギリシャ国債の元本削減など民間負担の割合を、同年7月時点では現在価値で21%の負担であったものを、民間が50%の損失負担を受け入れることに大幅修正した。これにより、ギリシャの無秩序なデフォルト（債務不履行）という最悪の事態を回避し、大幅な債務削減の道筋が整った。

(2) 欧州金融安定基金（EFSF）の規模拡大

安全網である EFSF の実質的な規模を現在の融資能力 4400 億ユーロから 1 兆ユーロ規模に拡大する。

(3) 欧州銀行の資本増強

7月の資産査定は普通株と内部留保でつくる狭義の中核的自己資本5%が基準であったが、狭義の中核的自己資本9%を基準に資産再評価を行う。

そして、2012年に入り、欧州連合なかんずくユーロ圏の財政・金融危機に関する重要な対策が打ち出されている。

2012年1月30日には、ブリュッセルで開かれた欧州連合首脳会議で、単一通貨ユーロ導入国などに財政赤字の削減を義務付ける「新財政協定」の締結について合意したことが明らかにされた。（注16）

発表された EU 首脳による合意文書の骨子は、次の通りである。

- (1) 単年度の財政赤字の上限は、国内総生産（GDP）の0.5%とする。
- (2) これを超過する場合は、是正措置を自動的に発動する。
- (3) 各国は憲法などで、これを法制化する。怠った国は提訴され、制裁金を支払う。
- (4) 新財政協定は、ユーロ圏のうち12カ国の批准で発効する。
- (5) 常設の欧州安定メカニズム（ESM）を7月に発足させる。

この「新財政協定」は、一見してかなり厳しく、しかも強圧的な印象を受けるが、そこには現在の EU 首脳たちの悩みと焦りが凝縮されているように思う。

経済統合が深化した結果、現在のユーロ圏では、共通通貨ユーロをもつ欧州中央銀行（ECB）によって金融政策が統一的に実施されている。だが一方では、政治統合の深化の遅れのためか、財政政策は加盟各国の独自の判断で行われている。そのようなユーロ・システムの矛盾が財政面で表面化した結果、各

国の財政赤字や政府債務残高の大きな違いをもたらした。

各国首脳および当局者の間には、今回の欧州連合における財政・金融危機の元凶は財政秩序の欠落にあるという共通認識が底流にあるようだ。

そこで、加盟各国が約束を遵守しないと欧州通貨同盟（EMU）はもとより欧州連合（EU）自体が衰退の道を辿ることになる。従って、それを回避し、EUを再生させるためには、各国が厳格に収斂基準に盛られた財政規律を守り、加盟した仲間たちにも守らせる必要があるという共通認識だ。

私は、この新財政協定がユーロ圏の各国によって批准され実施されて、財政面でパフォーマンスの悪かった各国が立ち直ることを期待している。

しかし、同時に、この協定だけで EU 諸国が現在直面している「衰退か再生か」の運命が決まるとは思わない。現に、その後も、支援する側からは、支援の目的や手段に関する疑問符が投げかけられているし、他方、支援を受ける側の国々では財政赤字削減のための増税政策や社会保障政策の緊縮化に反対するデモが頻発している。そして、ギリシャ、スペイン、イタリア、フランスなどの国々で2012年春に行われた選挙の結果、政権与党が惨敗し、野党が台頭する現象が相次いでいる。

この時点で考えてみると、欧州連合諸国が、「拡大・深化」するだけでなく、真の意味で「人類社会の進化」の手本となるためには、さらに多くの試練にさらされ、それを克服する必要があると思う。

この小論で、すでに述べたように、支援を受ける側のギリシャをはじめ、ポルトガル、スペイン、イタリアなどの南欧諸国と支援をする側のドイツ、オランダ、ベルギー、オーストリアなどの北欧諸国とのあいだには、収斂基準をめぐる経済的パフォーマンスだけでなく、それぞれ固有の国民性に起因する価値観や生活慣行の相違が存在する。そして、人間の活動にとっては、経済的成果より生活価値とも言うべき後者のほうを重視する場合が多い。

したがって、政治・経済・社会・文化の諸要素が異質の国家および国民を経済的効率や政治的統制のために統合することは、ある程度まで可能であっても、全ての面で同質化したり均等化したりすること

は必ずしも望ましいとは思えない。そして、事実上、そのような同質化や均等化は不可能だからだ。

二十一世紀の世界にとっては、むしろ、異質な国家や国民が、お互いの個性の違いを大切に守りながら、仲良く共存する途を探ることが必要なのではなかろうか。

グローバリゼーションが急速に進展する現代の国際社会においては、従来とは異なる「新しい国際秩序の形成」が求められるのである。

《注および参考文献》

(注1) 私は、日本大学総長指定総合研究『地球型社会における危機への対応』プロジェクトの一環として、2004年3月から4月にかけて、拡大する欧州連合の金融システムを現地で研究する機会を得た。その成果は、青木一能編著『グローバリゼーションの危機管理論』（芦書房、2006年刊行）の第1章に収録されている。小松憲治「経済のグローバル化と国際通貨金融システムの課題」（前掲書、49～75頁）参照。なお、その視察旅行の際に撮影した写真に文章を添えた私的記録は、私のホームページに『ヨーロッパ経済紀行』として掲載した。関心のある方は、【小松憲治 Web-Site】の同項目を検索されたい。

(注2) David Marsh, *The EURO: The Politics of the new global currency*, Yale University Press, 2008-2010. Chap.2.

デイビッド・マーシュ著、田村勝省訳『ユーロ』オーム社、2011年、第2章、84頁。

(注3) European Central Bank, *The Monetary Policy of the ECB 2001, Annex 1, "Excerpts from the Treaty establishing the European Community"*, pp.87~104, Article 121 (ex Article 109j), p.101.

欧州中央銀行著、小谷野俊夫・立脇和夫訳『欧州中央銀行の金融政策』東洋経済新報

社、2002年7月。

(注4) 金丸輝男編著『EU アムステルダム条約—自由・安全・公正な社会をめざして—』ジエトロ(日本貿易振興会)、2000年4月。

(注5) 小林博・中沢靖史著『新通貨「ユーロ」の始動』経済法令研究会、1999年1月、17～18頁。

(注6) 白井さゆり著『欧州激震』日本経済新聞出版社、2010年、84～86頁。

(注7) 白井さゆり著『ユーロ・リスク』日本経済新聞出版社、2011年。44～47頁。

(注8) 白井さゆり著『欧州激震』日本経済新聞出版社、2010年、87～91頁。

(注9) 有田哲文著『ユーロ連鎖危機』朝日新聞出版、2011年、110～111頁。

(注10) 白井さゆり著『ユーロ・リスク』59～60頁。

(注11) 白井さゆり著『欧州迷走』日本経済新聞出版社、2009年、186～187頁。

(注12) 同書、189頁。

(注13) 同書、206～207頁。

(注14) 白井さゆり著『ユーロ・リスク』60～62頁、コラム1参照。

(注15) 日本経済新聞、2011年10月28日号、関係記事1、3、7、9面。

(注16) 信濃毎日新聞、2012年1月31日号、夕刊、1面。

(Received:September 30,2012)

(Issued in internet Edition:November 1,2012)